

中心市街地中核施設等及び物産振興拠点施設イルミネーション設置等業務における 発注基本方針

1 業務の概要

(1) 目的

中心市街地中核施設等及び物産振興拠点施設イルミネーション設置等業務（以下「本業務」という。）は、中心市街地中核施設等（以下「中心市街地」という。）及び都城市物産振興拠点施設「道の駅」都城N i Q L L（以下「N i Q L L」という。）活性化のため、来訪者の誘引を図るとともに、冬の賑わいの創出を図ることを目的とするものである。

(2) 内容

〈別記 1〉中心市街地中核施設等及び物産振興拠点施設イルミネーション設置等業務委託仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和 8 年 2 月 28 日（土）まで

(4) 提案上限額 66,484,000 円（消費税及び地方消費税相当額 6,044,000 円を含む。）

※ただし、以下に規定する上限額（内訳）の範囲内で提案するものとする。

ア 中心市街地（別記 1 仕様書第 5 項第 1 号①～⑫に規定する施設）

56,484,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

イ N i Q L L（別記 1 仕様書第 5 項第 1 号⑬～⑯に規定する施設）

10,000,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

2 選定方法

本業務は、イルミネーションの設置だけではなく、中心市街地及びN i Q L Lに来訪者を誘引できる魅力的なデザインや設置期間中の恒常的な稼働など、企画・管理の一体的な業務遂行が求められる。このため、芸術性・創造性などの高度な技術力、企画力及び経験を必要とする、都城市プロポーザル方式等の実施に関する要綱（平成24年度告示第254号）第3条第1項第4号に該当するため、通常の競争入札方式による価格競争ではなく、総合的な能力を事前に確認し、審査を行うことが可能な公募型プロポーザル方式での執行とする。

3 期待できる効果

- (1) 参加事業者の実施体制、実績、専門技術力等を審査段階で確認できるため、最適な事業者及び技術者を確保でき、実現性及び独創性の高いイルミネーションの設置が期待できる。
- (2) 参加事業者は、提案書作成段階で業務内容の理解が進むため、契約後はスムーズな業務着手が可能である。
- (3) 参加事業者自ら提案することになるため、提案内容の確実な把握がなされ、工程管理及び予測不可能な事態が発生した場合でも経験に基づく創意工夫や対応が期待できる。

- (4) 前3号の理由により、競争入札による業務発注に比べ、業務着手後における受注者の業務進捗管理が向上する。

4 実施スケジュール

内 容	日 程
選考委員会発足	令和7年6月11日（水）
公告日	令和7年6月13日（金）
参加表明書の受付	令和7年6月13日（金）から6月27日（金）まで
質疑の受付	令和7年6月13日（金）から6月30日（月）まで
質疑への回答	令和7年6月18日（水）から7月4日（金）まで随時
参加資格要件の確認結果・通知	令和7年7月4日（金）から7月11日（金）まで
技術提案書提出要請等の送付	令和7年7月11日（金）
技術提案書の受付期間	令和7年7月11日（金）から7月18日（金）まで
プレゼンテーション等の実施	令和7年7月25日（金）（予定）
優先交渉権者の選定・通知	令和7年7月30日（水）（予定）
契約締結日	令和7年8月下旬（予定）

5 審査方法等

選定委員会は、都城市の関係職員8人（商工部長、観光PR部長、商工政策課長、みやこんじょPR課長、商工政策課職員2名、みやこんじょRP課職員2名）で組織する。

選定委員会は、事業者から提出された技術提案書について、管理及び担当技術者の経験、業務実施フロー、特定テーマ等の審査を行い、優先交渉者を選定する。